

安全運転管理者制度について

自動車の使用者は、公共の道路を使って自動車を運行させることにより、大きな利益を受けていますが、その一方で、自動車の利用は、一つ間違えば交通事故を起こす危険性を伴っています。万が一、交通事故を起こした場合には、相手に多くの損失や苦痛を与えるだけでなく、事業所は社会的信用を失い、多大な損害を被ることになります。

そこで、道路交通法では、一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者に対し、自動車の使用の本拠ごとに、自動車の安全な運行に必要な業務を行わせるための安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を選任させるとともに、公安委員会への届出や法定講習を受けさせること等を義務づけています。

● 安全運転管理者・副安全運転管理者の選任

○ 安全運転管理者の選任（道路交通法第74条の3第1項）

安全運転管理者の選任義務

⇒ 自動車の使用者は、安全運転に必要な業務を行わせるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者を選任しなければならない。

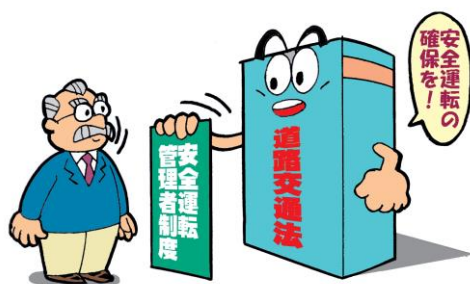
安全運転管理者の選任基準

- ⇒
- ・ 乗車定員が11人以上の自動車 1台以上
 - ・ その他の自動車 5台以上

※ 大型自動二輪車又は普通自動二輪車は、それぞれ1台を0.5台として計算する。
（原動機付自転車は除く。）

※ 自動車運転代行業者は、台数にかかわらずその営業所ごとに選任しなければならない。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条、道路交通法の規定の読替適用等）



○ 副安全運転管理者の選任（道路交通法第74条の3第4項）

副安全運転管理者の選任義務

⇒ 自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、副安全運転管理者を選任しなければならない。

副安全運転管理者の選任基準

自動車の台数	人数	自動車の台数	人数
20台～39台	1人	60台～79台	3人
40台～59台	2人	以下20台を増す毎に	1人選任

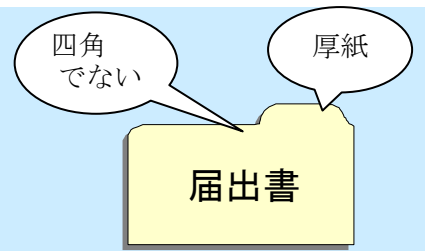
※ 上記の表の副安全運転管理者の数は、最低限の規定であり、規定の人数を超えて選任することは差し支えない。ただし、規定数以上の副安全運転管理者も法定講習の受講義務等、道交法上の規定に従わなければならない。

※ 自動車運転代行業者にあつては、随伴用自動車の台数が10台を超えた場合は1人、以後10台を増す毎に1人以上選任しなければならない。（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令）

● 安全運転管理者・副安全運転管理者の届出

◆ お願い ◆

富山県では、届出書などのダウンロードはできません。
書類は、各警察署の交通課窓口で受け取っていただき、
(記載例についてもお渡ししますが、不明点は交通課窓口へ)
記入後、警察署の交通課窓口へ提出をお願いします。
選任された際は、管理者証を発行します。



提出書類一覧表

提出書類 提出は全て2部ずつ 提出		①	②	③	④	⑤	⑥
		届出書	運転管理経歴書	運転免許証のコピー	認定申請書	運転記録証明書	住民票の写し 又は戸籍抄本
届出区分							
①～⑥の書類の一部コピーの可否		否	可	可	可	可	可
安全運転管理者選任	運転の管理経験2年以上	○	○			○	○
	公安委員会の認定	○			○	○	○
副安全運転管理者選任	運転の管理経験1年以上	○	○			○	○
	運転の経験期間3年以上	○		○		○	○
	公安委員会の認定	○			○	○	○
変更届	届出者名、事業所名、 本拠地住所等変更	○					
解任届	使用車両減、倒産、廃業等	○					

<各項目>

公安委員会の認定・・・運転の管理経験がない、または2年未満(副安全運転管理者は1年未満)である
運転の経験期間3年以上・・・運転免許を取得し、3年以上車両の運転をしている

安全運転管理者の資格要件

安全運転管理者	副安全運転管理者
20歳以上(副安全運転管理者がおかれる場合は30歳以上)	20歳以上
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の運転管理について2年以上の実務経験を有する(公安委員会の教習修了者は1年以上の実務経験) ・公安委員会が上記の者と同等以上の能力を有すると認定した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の運転管理について1年以上の実務経験を有する ・自動車の運転経験の期間が3年以上 ・公安委員会が上記の者と同等以上の能力を有すると認定した者
<p><共通> 次のいずれにも該当していないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去2年以内に公安委員会の安全運転管理者等の解任命令を受けた者 ・下記の違反をして2年経過していない 酒酔い・酒気帯び運転、飲酒運転した者に車両を提供、酒類を提供、飲酒運転と知って同乗する行為、過労・麻薬等運転、無免許運転、無免許運転した者に車両を提供、無免許運転と知って同乗する行為、救護義務違反、自動車の使用制限命令違反 ・下記の違反を下命・容認してから2年経過していない 酒酔い・酒気帯び運転、過労・麻薬等運転、無免許無資格運転、最高速度違反運転、積載制限違反運転、車両の放置駐車 	